

議 事 録

令和2年11月30日（月）午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において11月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第53号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第54号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第55号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第56号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第57号議案	現況証明について	〃
第58号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第59号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第60号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第61号議案	福井市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第58号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第59号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第60号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第61号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第62号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第63号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第64号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第65号報告	非農地通知の発出について
第66号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第67号報告	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

3 その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	(参与)
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	(参与)
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	(参与)
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	村本 貴史
局次長	南京 良幸
課長補佐	東野 尚樹
主幹	松本 光司
副主幹	岸 美帆
主査	中出 剛史
主事	前田 大貴
主事	藤田 昌稔

開 会 午後2時00分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6番
武澤会長)

それでは、ただ今から11月の定例会を開催いたします。それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。それでは、私の方から指名させていただきます。委員番号12番 伊川委員、13番 池田委員、ご両名よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

第53号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第53号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

農政企画課

(第53号議案 農用地利用配分計画(案) 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、下細江町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号18番 野路委員に審議終了まで退席をお願いします。

(野路委員 退席)

議 長

それでは、第53号議案中、下細江町の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第53号議案中、下細江町の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画

を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
野路委員に入場をお願いします。

（野路委員 入場）

議 長 野路委員に報告します。第53号議案中、下細江町の案件につきましては、
原案どおり承認することに決定いたしました。
次に、第53号議案中、下細江町を除いた案件について、ご意見、ご質疑
等はございませんか。

（特に声なし）

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。
第53号議案中、下細江町を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用
集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議
ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第53号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、
農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第54号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 （第54号議案 説明）

議 長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第54号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第55号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」及び第56号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第55号議案及び第56号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました小寺委員から報告をお願いします。

5番
小寺委員

第55号議案及び第56号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、11月17日(火)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員と事務局2名の計11名で行いました。調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第55号議案及び第56号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第56号議案中、1、2、6番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、また、第55号議案及び第56号議案中、2ないし6番の案件は開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第57号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第57号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました小寺委員から報告をお願いします。

5番
小寺委員

第57号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は11月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員、事務局2名の合計11名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われま。以上でございます。

議長

ただいまの説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。ただいまの案件に対し、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第57号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第58号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号議案 説明)

議長

ただ今説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第58号議案に対し、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第59号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第59号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番
山本会長
職務代理者

第59号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は11月17日、私と小寺辰夫委員、地区担当委員2名、事務局2名の合計6名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適切と思われま。以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第59号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第60号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第60号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。</p> <p>続きまして、第61号議案「福井市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(第61号議案 説明)
議 長	ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。
3 番 伊藤義明委 員	<p>今、許可を受けようとしている案件はありますか。</p> <p>また、12条に「会長が定める」とあるのに違和感がある。会長個人が定めるわけではないので、文言を変えた方が良いのではないかと個人的には思うがどうか。</p>
事務局	<p>許可を受けようとしている案件は1件あり、今後審議していただく予定である。「会長が定める」とあるが、実際には、事務局も含めて協議した後、会長決裁の手続きを経て定めることになる。</p>
1 8 番 野路委員	<p>第4条に「3年以上継続して、取得した空き家へ居住し、及びその農地を耕作すること」とあるが、3年以上経って、耕作が難しくなった場合には、その家から出て行ってもらうことになるのか、それとも、その農地を売ってしまってもいいのか。</p>
事務局	<p>3年経った後は、他の農地と同じように、毎年利用状況調査を行い、もし荒れているようなら、利用意向調査を行うことになる。農地を売ってしまってもいいかどうかについても、他の農地と同じ扱いとなり、本人に事情があれば、3条許可を認めざるを得ないとする。</p>
1 3 番 池田委員	<p>許可した土地を適正に耕作していないと認めた場合、第11条第2項に基づいて農業委員会が指導することになると思うが、どのように指導したらよいか。</p>
事務局	<p>指導は、「きちんと耕作しなさい」と指導するだけでなく、営農について相談を受けたり、バックアップしたりということも含めて、制度運用をしていくといいのではないかと考えている。</p>
議 長	他にございませんか。
	(特に声なし)
議 長	<p>他にないようですので質疑を終了いたします。</p> <p>それではお諮りします。</p>

第61号議案を、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第58号報告 ないし 第67号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号報告ないし第67号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を山本会長職務代理者よりお願いします。

22番
山本会長
職務代理者

本日の定例会は第53号議案から第61号議案まで全て原案どおり承認または決定をいただきました。また、第58号報告から第67号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議長

これをもちまして、11月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時00分